

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
電気通信番号政策委員会（第10回）
議事録

1 日 時

平成26年10月3日（金） 11時00分～11時30分

2 場 所

総務省 1002 会議室

3 出席者

（構成員）

酒井専門委員（主査）、相田委員（主査代理）、池田専門委員、一井専門委員、
河村専門委員、三友専門委員

（総務省）

吉田電気通信事業部長、塩崎電気通信技術システム課長、堀内番号企画室長、
瀬島番号企画室課長補佐

4 議 題

- （1）国が提供する相談ダイヤルへの3桁番号利用の在り方について
- （2）その他

5 模 様

開 会

【酒井主査】お忙しいところありがとうございます。ただいまから、「情報通信審議会電気通信事業政策部会電気通信番号政策委員会」の第10回会合を開催いたします。本委員会の主査の酒井です。本日も、ご議論をお願いいたします。

配布資料の確認

【酒井主査】最初に、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

事務局より、議事次第に沿って配布資料の確認が行われた。

前回議事録の確認等

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

それでは、事務局より議事録の確認をお願いいたします。

【瀬島課長補佐】 前回の議事録は、参考資料として配布させていただいております。構成員の皆様には既にご確認をいただいておりますので、この場での御説明は省略させていただきますとともに、当該内容にて総務省のホームページ上で公開させていただく予定です。

以上よろしくをお願いいたします。

議題（１）国が提供する相談ダイヤルへの３桁番号利用の在り方について

【酒井主査】 ありがとうございました。それでは、議題に入りたいと思います。

本日は、前回合合でご議論いただいた論点整理を踏まえ、国が提供する相談ダイヤルへの３桁番号の付与につきまして、基本方針案と報告書構成案、この２つについて議論をしたいと思います。

それでは、まず基本方針案の説明をお願いいたします。

事務局より、資料 10-1 に基づく説明が行われた後、次の質疑応答が行われた。

【酒井主査】 ありがとうございました。それでは基本方針案につきまして、ご意見、ご質問等よろしくをお願いいたします。

前回の議論の内容をかなり反映していると思いますけれども、例えば４桁化も視野に入れるべきではないかということは、資料 10-1 の 1 ページ目、2 の②項で考慮されているということですね。

1 の⑦項の「長期的に」というのは、例えば東京オリンピックの期間中のみ外国人からどんな相談でも受け付ける番号を用意するというような話がありましたが、そういうニーズがあった場合には、別の観点からの検討が必要ということでしょうね。

いかがでしょうか。

【三友専門委員】 基本的に事務局から示された案でよいのではないかと考えております。確認ですけれども、例えば３桁番号を使用しているサービスが提供されなくなった場合の処理というのは、どのように考えられているのでしょうか。

【堀内室長】 ３桁番号を使用しているものは、電気通信事業者のサービスも含めて多数あり

ますが、3桁番号を指定するだけでなく、その利用状況についてもウォッチしていきたいと思えます。その上で、サービスの提供をやめたものがあつた場合は、一度その番号を保留の状態にして、改めて別の使用希望があつた際に、当該番号を使うことができるのかどうかを検討の上で再割当てを行う仕組みにしていきたいと思います。

【三友専門委員】番号資源は限られていますから、有効利用という意味では、再利用と言うか、再割当ての仕組みも作っておく必要があると感じます。

【一井専門委員】サービスを提供する側がやめる判断をする場合もありますが、一方で、限られた資源である番号がどのように使われているのかを、国民がチェックできるような形で公表していただくのがいいのかなと思っております。

前回議論がありましたように、多く使われているからよいとか、少ないから駄目とかいう単純な話ではなく、最終的には国民の利便性向上のために3桁番号を使用するわけですから、有効に広報ができたのか、実際に使われているかなどが分かるような形で情報が公開されるのが望ましいと思っております。

【堀内室長】今回ご議論いただいている国が提供する相談ダイヤルについては、一例として各府省庁が白書という形で、毎年度、国民に施策の概況や効果などを示しておられると思えます。どのような概況報告ができるのか、効果的なのかということ念頭に置き、各府省庁と連携して取り組んでいきたいと思えます。

【酒井主査】回数だけじゃないでしょうね。仮に110番の回数が少なくなったら非常に結構なことだけれど、少ないからと言ってやめるという話はある得ないですよ。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

基本方針は案の形でまとめていただき、再割当ての仕組みについては少しご検討いただくということにしたいと思えます。この点は基本方針案に書かなくてもよいと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは続きまして、報告書の構成案について事務局からお願いいたします。

事務局より、資料10-2に基づく説明が行われた後、次の質疑応答が行われた。

【酒井主査】どうもありがとうございました。この構成案についてはいかがでしょうか。

【相田主査代理】特に問題ないと思えますけれども、第2章の諸外国における特殊サービス向け電気通信番号の使用状況は、今回の議論に直接影響を及ぼすものではないので、場合によっては参考資料の位置付けとしてもよいかもしれませんね。

興味深い情報であると思うので、何らかの形で残されるのがよいと思いますが。

【三友専門委員】第4章（1）項の「3桁番号の有効利用の観点から適当な相談ダイヤル」という表現ですけれども、語意をそのまま理解すると、3桁番号の有効利用というのが至上命題で、その観点からどの相談ダイヤルが適当かということを述べている感じがします。本来説明したいことと意味が違っていて、誤解を与えるおそれがあると思います。

【堀内室長】この表現は、電気通信事業政策部会に諮問をさせていただいた時の検討事項の書きぶりを踏まえております。3桁番号の数が限られている中で、どのような観点から国の相談ダイヤルでの利用を認めればいいのかを書くイメージを持っておりました。具体的には、先程ご了承いただいた基本方針案（事務局注：資料10-1）の1ページ目、1の①項から⑦項までを結論として記載させていただく予定です。ついては、結論に至るまでの過程を文章で記述させていただきたいと思っております。

【酒井主査】そうですね。まず相談ダイヤルとして意義があるものかという話もあるのでしょうか、恐らく意義のない相談ダイヤルは候補になってこないでしょうから、相談ダイヤルそのものは意義があると。ただし、その中で3桁化する必要があるのか、それとも長い桁数の番号でやるべきなのか、そういう観点ですよ。

【堀内室長】そのとおりです。第1章（2）項の「IP時代における電気通信番号の在り方に関する研究会」は、行政相談ダイヤルという一元化した地方自治体の行政相談窓口への3桁番号の付与を念頭に置いた研究会だったのですが、そこでご議論いただいた際に、3桁化を認めることが適当であるという一定の方向性が示されました。他方、国の相談ダイヤルは数が多いことから、その全てについて3桁化を認めていいのかという点について、先ほどお示しした基本方針案の観点に基づき記載させていただきたいと思っております。

【三友専門委員】意味的にはまったくそのとおりだと思いますけれども、字面だけ読むと逆に読めます。3桁化することが最高位の概念で、そこから相談ダイヤルの価値を判断するようなイメージが見えてしまうので、報告書のコンテンツの見出しという意味では、誤解がない表現に変えた方がよいのではないのでしょうか。国民にとって大事な相談ダイヤルをより有効活用してもらうために、番号を3桁化するというのが基本的な発想だと思います。

【堀内室長】ご指摘の点を踏まえて記載させていただきたいと思っております。

【吉田部長】三友専門委員がおっしゃられたように、国の相談ダイヤルのうち、3桁番号の利用が適切なものというような感じで、国の相談ダイヤルの重要性に重点を置くというニュアンスになるように表現を検討します。

【酒井主査】その部分は、事務局にて適当な形に修正してください。

【河村専門委員】考え方としては、三友専門委員のおっしゃるとおりだと思います。3桁番号の有効利用というよりは、3桁化することが有効な国の相談ダイヤルという意味であると思います。

【酒井主査】内容としてはそのとおりですね。

【相田主査代理】「3桁番号の利用が適当な相談ダイヤル」程度でよい気がしますね。

【河村専門委員】3桁化することに有効性がある相談ダイヤルということになりますね。

【池田専門委員】基本方針案（事務局注：資料10-1）の1ページ目、2の②項に「適切に番号を付与するものとする」とありますが、付与する場合の手続は、具体的にどうなるのでしょうか。

【堀内室長】実際には、総務省の告示という形で広く国民の皆様にお示しするという手続になります。

【池田専門委員】告示で規定される前の手続はどうなりますでしょうか。

【堀内室長】ご了承いただいた基本方針案を踏まえて総務省で告示案を作成し、当該告示案について広く国民からの意見募集、つまりパブリックコメントをさせていただき、提出された意見を踏まえ、最終的に告示として確定させるという手続になります。

【吉田部長】今回、本委員会において基本方針を策定していただければ、これに則った形で総務大臣の責任の元に措置します。告示については、どういう考え方で番号を指定したのかという説明をつけた形でパブリックコメントを行い、広くご意見をいただくことになろうかと思えます。

【酒井主査】この番号をこのダイヤルに割り振るという具体的な手続については、総務省にお任せしようということです。基本的な考え方としては、それに沿っていただきたいということですけれども、よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

本日の議論を踏まえて報告書案を作成していただき、次回の会合で我々に見せていただく機会を設けていただければと思います。

議題（2）その他

【酒井主査】今日の議論は終了ですけれども、次回の会合の日程等につきまして、事務局より周知をお願いいたします。

【瀬島課長補佐】次回の第11回会合につきましては、前回会合でもご案内させていただきましたとおり10月31日金曜日の午後に予定しております。次回会合で、報告書案についてご議論していただければと考えております。よろしくをお願いいたします。なお、時間・場所等

の詳細につきましては、事務局より別途ご連絡させていただきます。

以上でございます。

開 会

【酒井主査】 それでは、以上で第 10 回会合を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以 上